

議案第 9 5 号

三豊市特別職の職員で常勤のもの及び教育長の給与の臨時特例に関する条例の制定について

三豊市特別職の職員で常勤のもの及び教育長の給与の臨時特例に関する条例を次のように定める。

平成 2 5 年 9 月 5 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市特別職の職員で常勤のもの及び教育長の給与の臨時特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、平成25年10月1日から平成26年6月30日までの間（以下「特例期間」という。）における市長及び副市長（以下「市長等」という。）並びに本市の教育委員会の教育長（以下「教育長」という。）の給与の支給額を減額するため、三豊市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例（平成18年三豊市条例第58号）等の特例を定めるものとする。

(三豊市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の特例)

第2条 市長等の受ける特例期間の給料に係る三豊市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例別表の規定の適用については、同条例附則第4項の規定にかかわらず、同表中「926,000」とあるのは「833,000」と、「734,000」とあるのは「667,000」とする。ただし、手当の額の算定の基礎となる給料月額については、この限りでない。

(三豊市教育委員会教育長の給与等に関する条例の特例)

第3条 教育長の受ける特例期間の給料に係る三豊市教育委員会教育長の給与等に関する条例（平成18年三豊市第60号）第3条の規定の適用については、同条例附則第3項の規定にかかわらず、同条中「66万5,000円」とあるのは、「61万1,000円」とする。ただし、手当の額の算定の基礎となる給料月額については、この限りでない。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。